

平成30年 第8回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 平成30年8月9日(木) 午後1:30~午後1:50

2. 場 所 : 山村開発センター1階 中会議室

3. 出席委員 (9人)

職 名	番 号	氏 名
会 長	10	工藤 昭治
委 員	1	田守 和人
"	2	谷地村久人
"	3	佐藤久美子
"	4	高見 憲正
職務代理	5	小坂 敏
委 員	6	長井 進
"	7	長根 孝衛
"	8	小澤 守昭

4. 欠席委員 (1人) 9番 佐藤 光男

5. 会議書記 事務局総括主幹 本間 由美子

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸般の報告について

日程第3 報告第7号 農地使用貸借合意解約書の受理について

日程第4 議案第17号 非農地証明願について

日程第5 議案第18号 農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の農地転用許可に係る意見について

7. 会議の概要

(平成30年第8回 8月の総会)

議 長	会議に入る前に、新郷村農業委員会憲章の唱和を行います。 唱和の音頭を、3番、佐藤久美子君にお願いします。
	(農業委員会憲章の唱和)
議 長	本日の出席委員数は9名で、定足数に達しておりますので、これより平成30年第8回新郷村農業委員会総会を開会いたします。 日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題とします。議事録署名委員は、議長指名とすることでご異議ありませんか。
	異議なし
議 長	それでは、議事録署名委員には、1番、田守和人君 並びに5番、小坂 敏君を指名いたします。
議 長	次に日程第2、諸般の報告をします。 諸般の報告については、配布のとおりであります。事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	(諸般の報告について朗読と説明)
議 長	次に日程第3、報告第7号 農地使用貸借合意解約の受理についてを、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	2ページをお開きください。 日程第3、農地使用貸借合意解約書の受理について説明いたします。 このことについて、別紙のとおり農地使用貸借合意解約書を2件受理したので、報告いたします。 3ページをお開き下さい。 受付番号第3号の貸人、借人は使用貸借合意解約書写しのとおりです。 4ページをお開き下さい。

	<p>受付番号第4号の貸人、借人は使用貸借合意解約書写しのとおりです。</p> <p>受付番号第3号及び第4号の解約に係る理由は、貸人が農地法5条による所有権移転のため現借り人と解約を行うものです。</p> <p>以上、報告といたします。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明について、質疑、意見はございませんか。</p>
	<p>質疑意見なし</p>
議長	<p>質疑、意見なしと認めます。</p> <p>次に、日程第4、議案第17号、非農地証明願いについてを議題といたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>5ページをお開き願います。</p> <p>日程第4、議案案第17号 非農地証明願いについてご説明いたします。</p> <p>農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断を別紙のとおり依頼があったので審議を求めものです。</p> <p>受付番号第3号について内容説明いたします。</p> <p>7ページの受付番号第3号の非農地証明願いは、平成30年7月2日に申請があり、同日受付しております。申請人および証明を受けようとする土地については、7ページ記載のとおりです。非農地に至った理由及び現在の管理状況について、現況は労働力不足により長年耕作しておらず、山林となっている状況で農地への復旧は困難な状況です。</p> <p>6ページに議案書の写し、7ページに非農地証明願いの写し、8ページに登記事項証明書の写し、9ページに公図の写し、10ページに位置図の写し、12ページから13ページに現況写真を添付してありますので参考に願います。</p> <p>以上、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を4番、高見委員から報告を求めます。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明及び現地調査の結果について、質疑、意見はございませんか。</p>

	<p>質疑意見なし</p>
議 長	<p>質疑意見なしと認めます。 これより、採決いたします。 議案第 17 号を原案のとおり、決定することにご異議ありませんか</p>
	<p>異議なし</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第 17 号は原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に、日程第 5、議案第 18 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見についてを議題といたします。 それでは、受付番号第 1 号について審議に付します。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>14 ページをお開き下さい。 日程第 5、議案第 18 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、説明いたします。 今回は、3 件の申請がございます。受付番号第 1 号から説明いたします。 15 ページをお開きください。 受付番号 1 号の農地の所在、地目、面積及び申請人の住所氏名、転用目的並びに転用理由は議案書記載のとおりであります。 16 ページに許可申請書の写し、17 ページに委任状、18 ページに転用計画書、19 ページに土地利用計画図、20 ページに現況図、21 ページに残高証明書、22 ページに登記事項証明書の写し、23 ページに公図の写し、24 ページに位置図、25 ページに案内図、26 ページの現況写真を添付しておりますので参考にしてください。 申請地の農地区分については、中山間地域の集落内にある小規模で生産性の低い農地であることから、その他の農地の第 2 種農地と判断されます。 また、転用許可基準に基づき、①資力及び信用、②計画面積の妥当性、③転用目的実現の確実性等について調査した結果、転用内容は許可基準に照らし許可相当と判断されますので、県知事へ送付して差し支えないも</p>

	<p>のと考えられます。</p> <p>以上、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を4番、高見委員から報告を求めます。</p>
高見委員	<p>議案第18号、受付番号1号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>申請地の登記地目は畑であり、現況も畑として使用しております。譲受人は自動車部品資材置き場用地として当該申請地を転用申請するということでもあります。</p> <p>また申請地の周囲には、農地が存在しないため、周辺農地への支障の有無等については、一切問題は無いものと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局説明及び現地調査の結果について、質疑、意見はございませんか。</p>
	<p>質疑意見なし</p>
議 長	<p>質疑、意見なしと認めます。</p> <p>引き続き、日程第5、議案第18号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見についてを議題といたします。</p> <p>それでは、受付番号第2号及び3号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>14ページをお開きください。</p> <p>受付番号第2号及び第3号について説明いたします。</p> <p>受付番号2号及び3号の農地の所在、地目、面積及び申請人の住所氏名は一覧表記載のとおりです。なお、申請人が同一人で、第2号、第3号とも同一の申請内容ですので、第2号について内容を説明します。</p> <p>27ページをおひらきください。</p> <p>転用目的並びに転用理由は議案書記載のとおりであります。</p> <p>28ページに許可申請書の写し、29ページに委任状、30ページに転用計画書、31ページに登記事項証明書の写し32ページから35ページに残高証明書、36ページに公図の写し、37ページから38ページに倉庫1、倉庫2の建物立面図、39ページに土地利用計画図、40ページに施設配置図、41ペ</p>

	<p>ージに隣接現況図、42ページに案内図、43ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>また、受付番号第3号は、44ページの議案書に記載のとおりです。45ページから60ページまでは申請書類は第2号と同一ですので、省略します。最後、61ページに現況写真を添付してありますので参考にしてください。</p> <p>申請地の農地区分については、中山間地域の山林の中にある小規模で生産性の低い農地であることから、その他の農地の第2種農地と判断されます。</p> <p>また、転用許可基準に基づき①資力及び信用、②計画面積の妥当性、③転用目的実現の確実性、④周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無等について調査した結果、転用内容は許可基準に照らし許可相当と判断されますので、県知事へ送付して差し支えないものと考えられます。</p> <p>以上、第2号及び第3号説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を7番、長根委員から報告を求めます。</p>
長根委員	<p>議案第18号 受付番号2号及び3号の現地調査の結果を報告します。申請地の登記地目は田であり、現況は牧草地として利用されています。</p> <p>譲受人は養魚場用地として当該申請地を転用申請するということがあります。</p> <p>また、転用に当たり、排水処理等については、周囲の農地に影響が出ないように沈殿池を設置し水質浄化をする、ということがあります。</p> <p>これらことから、周辺農地への支障の有無等については、一切問題は無いものと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局説明及び現地調査の結果について、質疑、意見はございませんか。</p>
	<p>質疑意見なし</p>
議 長	<p>質疑意見なしと認めます。</p>

	これより、採決いたします。 議案第 18 号を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 18 号は原案のとおり決定し、意見を付して県に進達いたします。
議 長	以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。 これをもって、平成 30 年第 8 回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成 30 年 月 日

議 長

署名者

署名者